

# 新潟県立十日町高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日 制定

平成 31 年 3 月 31 日 改定

令和 3 年 11 月 18 日 改定

## 1 基本理念

本校では、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る」問題であると認識し、生徒の尊厳を守りながら、全ての教職員が、いじめのない学校づくりに向けて組織的に取り組みます。

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、教育活動の中で防止対策を行い、「いじめの起こらない学校づくり」を目指します。また、いじめの疑いを発見し、または通報を受けた場合には組織的な対応を行います。

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し対応するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の、外部の関係諸機関と連携して対処します。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて行動します。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとします。

## 2 いじめの考え方

「いじめ防止対策推進法」及び「新潟県いじめ等の対策に関する条例」に基づきます。

### ○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### ○いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

### ○いじめ等の禁止（新潟県いじめ等の対策に関する条例第4条）

児童等は、いじめ等を行ってはならない。

### ○学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 組織的な対応について

○「いじめ対策委員会」を組織し、全ての教育活動を通じていじめの未然防止を図るとともにいじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報窓口とします。また、その中心的な役割を果たす「いじめ対策推進教員」を1名配置します。

○「いじめ対策委員会」は、いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合にいじめの認知を判断し、当該生徒の支援・指導、保護者及び外部機関等との連携を組織的にを行い、いじめの解消及び再発防止に向け行動します。

○いじめ等生徒指導上の諸問題への対応に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、共通理解のもと個々の事案に適切に対応できるようにします。

#### 4 いじめの防止について

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資するとの認識のもと、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- 生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めます。
- 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力をしながら問題解決を図る意欲や態度等、生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくります。
- 生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び「いじめを見逃さず、いじめを許さない」意識の醸成に努めます。
- 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、当該の生徒及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであること、またいじめが刑事罰の対象となり得ること、損害賠償責任が発生し得ること等について実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行います。
- 生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校いじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。
- 生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止します。
- 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的にを行います。

#### 5 いじめの早期発見について

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努めます。
- 生徒が自らSOSを発信した場合、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して生徒の見守りを継続します。

#### 6 いじめへの対処について

- いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を中核として組織的に対応し、いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通します。
- いじめを行った生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導します。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図ります。特に、保護者に対しては誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明します。
- いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があると認識し、いじめの解消に向けて行動します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。(いじめ類似行為にあつては、(1)により解消を判断する)
  - (1) いじめに係る行為が止んでいること  
いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし「いじめ対策委員会」において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。
  - (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護

者に面談等で確認し、認められること。

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について日常的に注意深く観察します。
- 重大事態が発生した場合、速やかに知事に報告し、県教育委員会と連携して対処します。

#### **7 家庭、地域との組織的な連携・協働について**

- より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進します。
- 学校評議員会等で、いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進めます。